

月報私学

2

2017

Vol.230



修文学院は昭和16年に「推譲・明朗・強健」を校訓とする一宮女子商業学校として創立されました。現在は健康増進、疾病予防や生活の質の向上に貢献できる管理栄養士・看護師を養成する「健康栄養学部・看護学部」の修文大学、三つ子の魂百までの諺にあるように幼児期における重要な教育を担う「幼児教育学科」と衣・食について学ぶ「生活文化学科」の修文大学短期大学部、「普通科・情報会計科・家政科・食物調理科」の4科から成る修文女子高等学校にて社会に貢献できる人材を育成しております。

写真提供：学校法人 修文学院（愛知県一宮市）

CONTENTS

- 平成27年度決算集計からみた大学・短期大学の財務状況…………… 2
- 平成28年度 私学リーダーズセミナーの報告…………… 4
- 事業団資金で明日を拓く…………… 5
- 任意継続加入者制度のご案内…………… 9
- 資格取得・資格喪失報告書の事前受付……………10
- 私学共済制度の加入者資格に関する留意点……………11
- 無効の加入者証等の回収と返納のお願い／貸付金にかかる退職時の退職手当等からの控除／様式用紙等の請求方法……………12
- 特定健康診査（事業主健診等）の結果データの提出期限と特定保健指導の実施勧奨……………13
- I N F O R M A T I O N……………14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内……………16

平成27年度決算集計からみた 大学・短期大学の財務状況

私学事業団では、「平成28年度学校法人基礎調査」を基に27年度決算データを集計した『平成28年度版 今日私学財政（大学・短期大学編）』のCD-ROMを作成し、調査にご協力いただいた各学校法人に送付しました。

今回は、集計データに基づき、事業活動収支計算書から事業活動収支差額比率について、貸借対照表から運用資産と要積立額について分析します。

法人種別の事業活動収支差額比率（表1）

事業活動収支差額比率とは、事業活動収入から事業活動支出を差し引いた基本金組入前当年度収支差額の事業活動収入に対する割合です。表1・2の26年度以前のデータは帰属収入から消費支出を差し引いた帰属収支差額の比率を掲載しています。同比率のプラス幅が大きくなるほど自己資本の充実につながることから、経営の健全化のためには同比率がプラスの状態を継続していくことが重要です。反対に、同比率がマイナスに転じた場合は、当年度の事業活動収入で事業活動支出を賄うことができず、自己資本を取り崩すこととなります。その要因が臨時的な場合は別として、この状況が長期間続き

ますと経営にも影響を及ぼし、資金繰りに支障を来す可能性もあります。このように事業活動収支差額比率は、学校法人の収支状況を端的に表すものと言えます。

大学法人

大学法人全体の事業活動収支差額比率は、26年度の6・5％から4・4％へ下降しています。これは、個別の学校法人で部門の廃止等に伴う資産処分差額が複数発生したことが主な要因と考えられます。

次に同比率がマイナスとなっている法人数は548法人のうち198法人で、その割合は36・1％となり、26年度の32・7％から上昇しています。一方で、同比率がマイナス20％未満の法人数は26年度の40法人から34法人に減少しています。

短期大学法人

短期大学法人全体の事業活動収支差額比率は、26年度の4・4％からマイナス0・2％へ下降しています。

これは、個別の学校法人で部門の廃止等に伴う資産処分差額が複数発生したことが主な要因と考えられます。次に同比率がマイナスとなっている

法人数ですが、109法人のうち45法人で、その割合は41・3％となり、26年度の41・1％から上昇しています。

表1 事業活動収支差額比率及びマイナスの割合（法人別）

区 分		集 計 法人数	事業活動収入計 (A) 【百万円】	事業活動支出計 (B) 【百万円】	基本金組入前 当年度収支差額 (C=A-B) 【百万円】	事業活動収支 差額比率 (C/A) 【％】	事業活動収支差額比率がマイナス（0％未満）			
							（うち△20％未満）			
							法人数【法人】	割 合【％】	法人数【法人】	割 合【％】
大学法人	23年度	541	5,995,876	5,808,861	187,015	3.1	226	41.8	54	10.0
	24	539	5,940,168	5,629,027	311,141	5.2	188	34.9	42	7.8
	25	543	6,069,106	5,705,419	363,687	6.0	173	31.9	33	6.1
	26	544	6,107,680	5,712,572	395,108	6.5	178	32.7	40	7.4
	27	548	6,299,130	6,019,394	279,736	4.4	198	36.1	34	6.2
短期大学法人	23年度	120	176,698	168,682	8,016	4.5	55	45.8	11	9.2
	24	113	164,737	159,148	5,589	3.4	44	38.9	8	7.1
	25	114	168,238	170,224	△ 1,986	△ 1.2	43	37.7	9	7.9
	26	112	169,102	161,726	7,376	4.4	46	41.1	11	9.8
	27	109	163,860	164,182	△ 322	△ 0.2	45	41.3	4	3.7

※大学法人…大学を設置している学校法人とする。

※短期大学法人…大学法人以外で短期大学を設置している学校法人とする。

表2 事業活動収支差額比率及びマイナスの割合（学校別）

区 分		集 計 学校数	事業活動収入計 (A) 【百万円】	事業活動支出計 (B) 【百万円】	基本金組入前 当年度収支差額 (C=A-B) 【百万円】	事業活動収支 差額比率 (C/A) 【%】	事業活動収支差額比率がマイナス（0%未満）			
							（うち△20%未満）			
							学校数【校】	割 合【%】	学校数【校】	割 合【%】
大学	23年度	592	3,359,855	3,209,655	150,200	4.5	250	42.2	99	16.7
	24	588	3,294,579	3,092,060	202,519	6.1	208	35.4	91	15.5
	25	591	3,315,646	3,137,069	178,577	5.4	215	36.4	83	14.0
	26	592	3,323,374	3,144,999	178,375	5.4	219	37.0	88	14.9
	27	596	3,353,984	3,237,051	116,933	3.5	243	40.8	89	14.9
短期 大学	23年度	353	220,026	214,711	5,315	2.4	193	54.7	95	26.9
	24	335	193,970	198,493	△ 4,523	△ 2.3	189	56.4	89	26.6
	25	337	196,107	199,608	△ 3,501	△ 1.8	170	50.4	83	24.6
	26	333	194,110	193,897	213	0.1	187	56.2	86	25.8
	27	324	187,522	193,439	△ 5,917	△ 3.2	184	56.8	76	23.5

※大学…学校法人会計基準第13条及び第24条の規定による会計単位としての大学部門とする。

※短期大学…学校法人会計基準第13条及び第24条の規定による会計単位としての短期大学部門とする。

一方、同比率がマイナス20％未満の法人数は26年度の11法人から4法人に減少しています。

学校種別の事業活動収支差額比率(表2)

大学

大学全体の事業活動収支状況は、事業活動収入が26年度とほぼ同水準であることに對し、事業活動支出が約920億円増加しており、その結果、事業活動収支差額比率は、26年度の5・4%から3・5%に下降しています。

次に同比率がマイナスとなっている学校数は、596校のうち243校で、その割合は40・8%となり、26年度の37・0%から上昇しています。

また、同比率がマイナス20%未満の学校数も26年度の88校から89校に増加しています。

短期大学

短期大学全体の事業活動収支差額比率は、26年度の0・1%からマイナス3・2%へ下降しています。

次に同比率がマイナスとなっている学校数は、324校のうち184校で、その割合は56・8%となり、26年度の56・2%から上昇しています。

一方、同比率がマイナス20%未満の学校数は26年度の86校から76校に減少しています。

運用資産と要積立額(表3)

貸借対照表に基づき、学校法人が本来積み立てておくべき減価償却累計額

や退職給与引当金等の金額(要積立額)とそれに対応した各種引当特定資産や現金預金、有価証券などの運用資産の保有状況を分析します。

学校法人の安定的な経営のためには、施設設備の拡充・更新や、教職員の退職金の支払い及び奨学金の支払い等の将来的に必要な資金需要(要積立額)に對して十分な運用資産を保有していることが望ましいと考えられます。

しかし、事業活動収支差額がマイナスの状況が続く等の要因で資金的な余裕がなくなると、要積立額に對する運用資産を十分に保有できない状況や運用資産の一部を取り崩して支払いに充てている状況になり、本来保有しておくべき金額に對して不足が生じることになります。

大学法人

大学法人では、運用資産は増加しているものの、一方で減価償却累計額や退職給与引当金等の要積立額も増加しており、結果的には26年度に比べて積立不足額は増加しています。

短期大学法人

短期大学法人では、運用資産は増加し、一方で要積立額は、ほぼ横ばいのため、26年度に比べて積立不足額は減少しています。

表3 運用資産と要積立額

区 分	集 計 法人数	運用資産 (A)【億円】	要積立額 (B)【億円】	要積立額内訳【億円】				積立不足額 (B-A)【億円】	積立率 (A/B)【%】
				減価償却 累計額	第2号 基本金	第3号 基本金	退職給与 引当金		
大学法人	23年度	541	91,679	118,641	84,067	9,018	12,637	26,962	77.3
	24	539	92,870	121,535	86,729	8,536	13,788	28,665	76.4
	25	543	94,036	125,028	89,935	8,333	14,226	30,992	75.2
	26	544	94,490	126,341	91,370	7,996	14,592	31,851	74.8
	27	548	97,489	131,729	95,467	8,332	15,138	34,240	74.0
短期大学法人	23年度	120	3,196	4,101	3,406	256	206	905	77.9
	24	113	3,047	4,020	3,322	270	207	973	75.8
	25	114	3,185	4,083	3,423	233	210	898	78.0
	26	112	3,187	4,137	3,476	229	218	950	77.0
	27	109	3,196	4,135	3,462	239	229	939	77.3

※大学法人…大学を設置している学校法人とする。

※短期大学法人…大学法人以外で短期大学を設置している学校法人とする。

※運用資産…固定資産のうち有価証券と特定資産、流動資産のうち有価証券と現金預金である。

の建て替えや設備等の更新計画の遅れにつながることも考えられます。減価償却累計額が年々増加している点も、施設・設備等の更新計画を策定する上での懸念材料です。

過去から蓄積してきた運用資産は、この厳しい経営環境を乗り切るための貴重な財源です。施設設備の拡充・更新計画や奨学金基金の創設等を盛り込んだ各学校法人の中長期計画に基づいて運用資産の蓄積目標を定め、資産運用を行う場合には目的にかなった運用計画に従って行っていくことが重要で

す。今後、理事長や学長のリーダーシップの下で、教職員全体で情報を共有し、教学と経営が一体となって、より一層の改革に取り組んでいくことが求められます。

最後になりますが、学校法人基礎調査にご協力いただいた各学校法人の皆様にはこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。今回の集計結果を、各学校法人における経営改善・発展に向けた取り組みの参考にしていただき、お役立ていただければ幸いです。

まとめ

事業活動収支差額比率は学校法人の収支状況を端的に表します。事業活動収支差額のマイナス分を補うために運用資産を取り崩す状況が続けば、施設

問い合わせ先(私学振興事業本部)

私学経営情報センター 私学情報室

☎03(3230)7846・7848

Eメール center@shingaku.go.jp

平成28年度 私学リーダーズセミナーの報告

私学事業団では、理事長や学長等、私学のリーダーが取り組むべき経営改善と大学・短期大学の魅力向上のための教学改革の推進について知識を深め、問題点の認識と改革のヒントを得ていただくことを目的に、今年度も「私学リーダーズセミナー」を大阪と福岡で開催しました。

大阪で開催した大学編は、大学が主体的に改革を実行することが求められていることを踏まえ、大学の魅力向上に向けて私学のリーダーが果たすべき役割等をテーマに実施しました。今回は定員60名に対して約2倍の応募をいただき、81名の理事長・学長等にご参加いただきました。

福岡で2日間にわたり開催した短期大学編は、短期大学の置かれた現状の



右から義本文部科学省大臣官房審議官、村上芝浦工業大学学長、平野前大阪大学総長、河田私学事業団理事長（大学編・大阪）

解説や短期大学の特色ある取り組み事例の紹介等をテーマに実施しました。参加法人ごとに財務状況の分析等を行う個別法人分析会や、外部有識者による専門家相談も同時に実施し、問題点を認識し解決するためのヒントを得ていただく機会を設けました。



個別法人分析会の様子（短期大学編・福岡）

両会場で実施した意見交換会では、経営・教学の諸課題を共有し、解決策を見出すために、具体的に活発な意見交換が行われました。また、名刺交換会（懇親会）では、和やかな雰囲気の中で、参加者と講師等との交流がさらに深まりました。

セミナー終了後、アンケートにご協力いただきましたので、その一部を紹介いたします。

○大学編

- ・今後の大学運営にかかる重要事項が分かりやすく解説され、最新の情報にも接することができた。
- ・教育、研究、経営、心、種々の視点から経営を見ることができた。
- ・大学ごとに違いはあるが、将来に向けた方向性を考えることができた。
- ・さまざまな質問が出され、大学が今抱えている問題を浮き彫りにしていただくように思えた。

○短期大学編

- ・本学の現況と照らし合わせながら聞くことで、対応策のヒントを得ることができた。
- ・気付かなかった点や、内部ゆえ判断

【大学編】

日程・場所：平成28年11月11日（金） 大阪ガーデンパレス

対象：理事長・理事・学長・副学長

参加：79 法人

9:50～	開会挨拶	私学事業団 理事長 河田悌一
10:00～	講演①「私立大学の運営課題」	私学経営情報センター職員
11:00～	講演②「教育改革の取組とリーダーの役割」	村上雅人氏（芝浦工業大学 学長）
13:30～	講演③「国立大学のガバナンス改革」	平野俊夫氏（量子科学技術研究開発機構 理事長、前大阪大学総長）
14:45～	意見交換会 パネラー	義本博司氏（文部科学省 大臣官房審議官（高等教育局担当）） 平野俊夫氏（量子科学技術研究開発機構 理事長、前大阪大学総長） 村上雅人氏（芝浦工業大学 学長） 河田悌一（私学事業団理事長）
16:00～	名刺交換会（懇親会）・閉会（17:30）	

【短期大学編】

日程・場所：平成28年12月1日（木）～2日（金） 福岡ガーデンパレス

対象：理事長・理事・学長・副学長

参加：20 法人

○1日目

10:30～	開会挨拶	私学事業団 理事長 河田悌一
10:40～	講演①「私立短期大学の運営課題」	私学経営情報センター職員
12:30～	講演②「財務分析と学校法人会計基準改正の解説」	〃
13:40～	講演③「短期大学に関する私学行政について」	君塚剛氏（文部科学省高等教育局大学振興課 課長補佐）
15:20～	個別法人分析会（50分入替え制の経営相談）※専門家相談含む	
17:00～	名刺交換会（懇親会）	

○2日目

9:30～	講演④「比治山大学短期大学部の教育改革の取組」	二宮皓氏（比治山大学・比治山大学短期大学部 学長）
11:10～	講演⑤「私立短期大学を取り巻く改革の動きについて」	麻生隆史氏（山口短期大学 理事長・学長、 学校法人第二麻生学園 理事長）
13:40～	意見交換会・閉会（15:00）	

※講師肩書は講演時、敬称略

- ・がつかなかった点について、第三者から助言をいただき有益だった。
- ・学長の統率力発揮によって大学が大きく変わる実例を見る思いがした。
- ・学長として行うべき具体的な項目が明確に見えてきた気がする。

私学事業団では、大学・短期大学の改革の一助となるよう、次年度もこの私学リーダーズセミナーを含めさまざまな取り組みを継続してまいります。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター 私学情報室
TEL 03(3230)7849・7850
Eメール center@shingaku.go.jp

事業団資金で明日を拓く

＊事業団融資をご利用された学校紹介＊

学校法人 いづな学園

対象校 こどもの森幼稚園

所在地 長野県 長野市

対象事業 園舎鉄骨増築

応答者 園長 内田 明子氏

事務局 柳沢ゆかり氏

いづな学園こどもの森幼稚園は、長野県長野市北部、標高1050mの飯綱高原に位置しています。近隣には飯綱・戸隠をはじめ豊かな森や山があり、それらのフィールドを活かして自然を主軸にした教育を行っている幼稚園です。

＊園のなりたち＊

1983年に自然体験を活動の中心とした「こどもの森幼児教室」として開設され、2005年に学校法人を設立、認可幼稚園となりました。

開設当時の園舎は、園長夫妻が居宅兼幼児教室として、手造りで建てた丸太小屋風の園舎でした。

＊新園舎建設のきっかけ＊

東日本大震災をきっかけに、旧園舎の耐震性能について調査した結果、建替が必要ということになりました。手作り感いっぱい旧園舎には愛着のある方が多く、取り壊しを惜しむ声

も多くありましたが、「子どもたちの安全にはかえられない」と新園舎の建設に踏み切りました。



大きな窓を持つ、日本民家とヨーロッパ民家のイメージを取り入れた新園舎

＊新園舎のコンセプト＊

新園舎の建設に当たっては、園長や教諭が意見を出し合い、旧園舎の利点を取り入れながら、自園の活動に適した動きやすい間取りにしたいと考えました。そこで、窓を大きく取ったり、予算の許す限り天然素材を利用して、光や風などの自然を感じることができるよう工夫しました。

また、保育室はひと部屋を大きくし

て、レイアウトを自在に変えられるようにし、隠れ家のような遊び場も設けました。

完成した新園舎は、広々とした明るくて気持ちのいい部屋、広いベランダ、旧園舎と変わらない温かみのある趣と使い勝手の良い間取り、などの面から旧園舎の取り壊しを残念がっていた保護者や教職員にも、とても好評でした。

地域や他の幼稚園の方からは、「山の風景に調和した園舎ですね」「自然素材がふんだんでシンプルな造りですね」という感想をいただいています。また、地域の活動に利用させてほしいという依頼をいただくようになりました。



子どもたちがままごと遊びを楽しんでいる隠れ家のような遊び場

＊新園舎と教育理念＊

自然の中での体験から生きる力を育んで欲しいとの想いから「いのちを慈しみのちを育む」という教育目標を

持っています。そのため、窓が広く、自然素材を利用した園舎は、部屋の中でも自然を感じ、自然と一体となるような環境を提供することができ、教育理念の実践に役立てられていると思います。



年長さんと年少さんがペアになって元気に遊ぶ子どもたち

＊事業団融資の活用＊

事業団の融資については、事業団からのリーフレット等で融資の検討時から知っていました。自己資金と公的補助金、寄付金だけでは資金不足だったため融資を検討した際に、他の金融機関より低金利であったため、事業団融資を採用させていただきました。

＊取材後記＊

自然のままの森が広がる園庭で、生き生き遊ぶ子どもたちを見ていて、外に出て自然から多くのことを学ぶことは、幼児期の子どもたちにとって、とても貴重な体験になるだろうと感じました。

学校法人 七松学園

対象校 認定こども園 七松幼稚園

所在地 兵庫県 尼崎市

対象事業 園舎鉄筋増築

応答者 園長 亀山 秀郎氏

学校法人七松学園の七松幼稚園は、JR神戸線の立花駅から、閑静な住宅街を10分ほど歩いたところにあります。園舎の外観は緑の屋根にクリーム色の壁面、そしてたくさんの大きな窓がある、まるで英国風景の中にある建物のようにです。

その教育目標は、情緒豊かで積極的な行動力のある、心身ともに健やかな社会に適応できる子どもの育成です。

❖ 学園の成り立ち ❖

七松幼稚園は昭和28年に創設されました。昔この地域は、瀬戸内海に面した松林に囲まれた環境であったことから、地名に由来して七松幼稚園の名前が付けられました。以来一貫して①心身共に、たくましくて、しなやかで、粘り強い子どもに、②じりつ（自立・自律）して、自ら考えられる子どもに、③友達と深い関わりが持てる子どもに、④豊かな感性を持ち、創造的に取り組める子どもに、を教育目標として尼崎市で幼児教育に携わっています。

平成3年には神戸市に姉妹園の「神戸鹿の子幼稚園」を開園し、また、昨年の4月から七松幼稚園は「幼保連携型認定こども園」として、そして、駅前に、小規模保育事業所の「武庫まつ

のみ保育園」も開園することで、学園全体の教育・保育環境をますます充実させ、新たな一歩を踏み出しています。

❖ 新園舎建築に当たって ❖

今回の園舎建て替え計画の話は、東日本大震災の衝撃から始まりました。阪神淡路大震災の時には被災しましたが、被害はそれほど大きくありませんでした。しかし、東日本大震災の惨状を見て、旧園舎も築45年経っていた老朽建物でしたので、耐震化を含む新園舎建築に踏み切りました。

兵庫県庁に相談した際に、認定こども園と耐震化に対する補助金（安心子ども基金）の話をいただき、事業団からの借入金を含めて26・27年度の事業として実施いたしました。最初の年度



英国の建物に似た、童話の世界をイメージした美しい外観の新園舎

では近隣の土地を借りて仮園舎を建て、園児を移動した後に旧園舎を解体し、一番大きい新築工事は27年度に行いました。

構想段階には理事長・園長・副園長・事務長と一緒にさまざまな幼稚園や保育園を十数か所見て回り、参考にしました。

❖ 新園舎のコンセプト ❖

新園舎は、認定こども園化に伴い、保育標準時間も含めた長い時間を過ごす子どもたちに、暖かみのある「第二の家」となるよう願いを込めて作りました。外観は、英国の湖水地方の建築を参考とし、また、画一的にならないように窓の配置や屋根の高さを変えて、童話の世界「三匹のこぶた ブルーワウ」の家をイメージしています。

新園舎が面しているのは「日本の道100選」に選ばれた、美しいけやきが立ち並ぶ「橘通り」です。地域のシンボルゾーンにある園として、有名なバージニア・リー・バートンの絵本「ちいさいおうち」のように、長い年月が経って、周辺の環境が変わっても、この新園舎だけは変わらぬたたずまいでいることを目指しています。

また、新園舎中央には一体的に利用できる広い中庭を設けて、光や風を園舎内に取り込むとともに、季節に応じた飾り付けの下で子どもたちが遊べるスペースとしています。

教職員からも他クラスの子どもたちの行動がわかるようにしたい、0歳か

ら5歳までいる中で、ほかの年齢の子どもの様子が子どもたち同士でも見えるようにしたい等の意見がありましたので、子どもたちが上の階から中庭を見ることができ、お互いの存在を知り、俯瞰して物事を知ることができるよう設計しました。



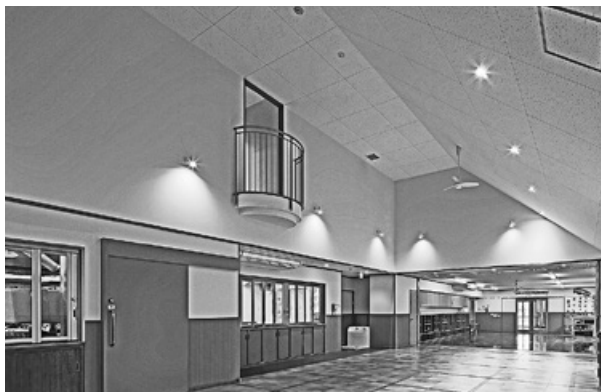
多目的に使える中庭でのチアリーダーイング

建物の中にもいろいろな特徴があります。七松幼稚園は機関車トーマスを模した園バス（トーマスバス）を所有していて、地域の人たちに親しまれています。新園舎ではバスのロータリーを建物ビロティに設け、雨の日でも子どもたちが濡れずに園舎に入れるように工夫しました。

教育目標の一つに「豊かな感性を持ち、創造的に取り組める子どもに」がありますが、新園舎では職員室や調理

❖事業団融資の活用❖

事業団の融資については、他の幼稚園から、事業団融資を活用した話を耳にしたことや、この『月報私学』にも毎号必ず目を通していましたので、そ



2階調理室からののにおいを届ける3階の扉

室等を子どもたちがのぞけるように開放的に作っています。大切にしているのは、子どもたちの五感です。「触る、食べる、においをかぐ」という体験的なことが自然とできるように、園庭には実のなる樹や小さいたんぽぽを作り、自分たちで作ったものを、触る、食べる、を実体験できるようにしています。

また、食事においても大切にしています。2階にある調理室からののにおいを3階まで届けるために専用の扉を設けています。

❖取材後記❖

園舎のいたるところに、たくましく豊かな感性を育てる教育方針を実践する工夫がちりばめられたすてきな園舎でした。取材へのご対応を感謝するとともに、認定こども園として新しく出発した七松学園のますますの発展を祈念いたします。



さまざまな体験を通してたくましい子を育てる園庭

の中に、耐震に関する融資の利率や紹介記事が載っていたことなどから、活用するにいたしました。他金融機関からお話はありましたが、さまざまな条件を比べ、また、資料作成に關しても丁寧に対応していただいたこともあり、今後も安定的にお付き合いいただける私学事業団から資金調達することを決めました。

学校法人 北海道科学大学
対象校 北海道薬科大学
所在地 北海道 札幌市
対象事業 校舎鉄筋増築
応答者 財務部長 武山 孝志氏
総務課長 佐久間 和則氏

❖学園の成り立ち❖

学校法人北海道科学大学の創立は、1924年の自動車運転技能教授所の開設にまでさかのぼります。その後、北海道工業大学、北海道薬科大学などの開設、法人名称の変更などを経て、現在に至っている長い歴史のある学校法人です。

一昨年の法人創立90周年を起点として、2024年に迎える100周年に向け、「北海道No.1の実学系総合大学」を目標に掲げ、将来を展望した多くの改革を進めています。

❖キャンパスの再整備❖

改革の一つである、キャンパス再整備計画では、工学、医療、薬学系の教育体制を集約させるため、小樽市にあった「北海道薬科大学」と札幌市豊平区の「北海道科学大学短期大学部」を手稲区の前田キャンパスに移転しました。

各地に散らばっていた大学・短期大学が、一つのキャンパスに集約され、実学系総合キャンパスになったことで、学びのネットワークが緊密に結ばれました。今回の事業団からの融資は、北海道薬科大学の移転に伴って受けたものです。

❖新しいキャンパスでの出会い❖

近年、さまざまな医療現場で実践されているチーム医療は、多種多様な専門職が、それぞれの高い専門性を発揮するとともに、連携・補完し合うことで患者の状況に的確に対応しなくてはなりません。



多くの仲間とチーム医療を学ぶ

実学系総合キャンパスになったことで、学生たちは、他の医療専門職を目指す多くの仲間と出会い、その知識や

技術、考え方に接し、互いに理解し合うことで実践的なチーム医療を学ぶことができるようになりました。

専門家は自分の専門性を中心としてものを見がちになりますが、新しいキャンパスで得られる多くの出会いは多面的な視野を育み、医療の新しい時代を切り開くことにつながるはずです。

❖新校舎のコンセプト❖

正門前のメインの道路に開かれた形で並ぶ新校舎群は、地域へのアピール性の強いものとなりました。



柱型の縦を基調とした新校舎群

キャンパス再整備において、複数の大学が集まるので、大学や学部の垣根を越えた統合を表現するために、外観はキャンパス全体の共通ルールとなるような特徴的なデザインにしたいと考えました。

そこで、降雪に対する配慮と内部空間の可変性に影響を受けない外観として、柱型の縦を基調としたデザインをテーマとしました。

柱型の縦基調デザインは、旧北海道工科大学の既存校舎より引き継がれているものでもあります。柱型に奥行きを持たせたことで、雪で覆われる季節においても力強い陰影が校舎の存在感を際立たせています。

❖地域社会への貢献❖

北海道工科大学では、地域社会の一員として、地域のニーズに即し、活躍できる学生の養成に力を入れています。地域の生活と産業を支えている卒業生は学生と地域社会を一つに結び付ける鍵になります。



外から見える工夫をした工事現場

今回の工事は、卒業生が多く在籍する建設会社での施工ということもあり、工事現場をできるだけ外から見えるように協力していただき、建設途中の工事現場を工科大学の建築学科、機械工学科の学生に見せて、「生きた教材」として、授業で活用することができました。

今回の工事で卒業生から得られたものが、貴重な知識や記憶として、学生の将来に生かされ、特に地域社会に貢献できる人材となることを期待します。

❖事業団融資の活用❖

事業団の融資を知ったのは、『月報私学』に融資のお知らせが載っているのをたびたび見ていたことと、以前、事業団から融資を受けたことがあったからです。

事業団から融資を受けようと思った決め手は、融資から3年目までは無利子であるなど、他の金融機関に比べて条件が良かったことです。

❖取材後記❖

近年、地方の少子高齢化や過疎化が進み、地方創生のため、地域産業を担う人材養成が求められているなかで、北海道工科大学のブランドビジョンやシンボルマークに表されている「地域に貢献し、地域と共に成長する」という理念が体現されていることを今回の取材を通じて実感しました。

取材時に見学させていただいた機械式搭時計は、札幌の時計台の機構を踏襲したもので、今回のキャンパス再整

備計画の実施に当たり、モニュメントとして導入されたということです。搭時計の鳴り響く鐘の音が、法人の未来へのさらなる飛躍を感じさせるようでした。



札幌時計台の機構を踏襲した搭時計

お忙しい中、取材の対応をいただいた各法人の皆様には大変感謝申し上げます。

活気ある学校の様子を感じ、記事に活かすことができました。今後、ますます発展されることを祈念いたします。

【取材 企画室】

任意継続加入者制度のご案内

業務部 資格課・掛金課

退職の日まで引き続き1年と1日以上加入者で、かつ75歳未満の人は、2年を限度として任意継続加入者となることができます。

◆利用できる事業

短期給付事業 ただし、在職中から継続して傷病手当金・出産手当金の要件（喪失後の給付）に該当している場合を除き、休業給付は請求できません。

福祉事業 ただし、貸付けと積立貯金は利用できません。

※年金等給付事業は継続しません。

◆加入の要件

「退職の日まで引き続き1年と1日以上加入者であった者」

次の場合は、申し込めません。

- ・4月1日に採用し翌年3月31日に退職した場合
- ・退職前1年以内に任意継続加入者であった場合
- ・退職時に75歳以上である場合

◆継続できる期間

「退職の日の翌日から最長2年間で満了」

ただし、75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度の対象となるため、2年の満了前でも自動的に資格喪失します。

◆申し出の手続き

退職の日から20日以内に学校法人等を通して「任意継続加入者申出用資格喪失報告書」を提出してください。任意継続加入者の申し出は、3月の「事

前受付」（本誌10頁参照）の対象となりますので、ぜひご利用ください。

なお、医療保険制度では被保険者（本人）として加入する場合はその健康保険等が優先されます。任意継続加入者の申し出後に、他の健康保険等の被扶養者又は国民健康保険に加入することを希望しても、任意継続加入者の申し出を取り下げることができないため、改めて任意継続加入者の資格喪失の手続きが必要になりますのでご注意ください。

また、国民健康保険の保険料と任意継続掛金を比較する場合、離職の理由（倒産・解雇・雇止め等）により国民健康保険料が軽減されることがあります。詳細は市町村等の窓口にお問い合わせください。

◆加入者証等の送付

任意継続加入者の資格取得処理後、加入者の住所宛てに「任意継続加入者証」（被扶養者がいる人には「任意継続加入者被扶養者証」と、「任意継続掛金納付通知書」及び「任意継続加入者のしおり」等を送付しますので、在職中に使用していた「加入者証」、「加入者被扶養者証」及び私学事業団が交付し

た「認定証」や「受給者証」は必ず学校法人等を通して返納してください。

◆任意継続期間中の掛金等

任意継続加入中は、任意継続掛金（40歳以上65歳未満は介護分掛金を含みます）を全額自己負担します。

掛金額は退職時の標準報酬月額又は標準報酬月額の上限額（平成29年4月以降38万円）のうちいずれか低い額を基に算出されます。

納付方法は、毎月納付のほか、半期ごと又は年度末までの一括納付があり、一括納付は一定の割り引きが受けられます（前納割引制度）。

掛金は納付通知書により払い込んでください。納付期限までに掛金の払い込みが無い場合は、任意継続加入者の資格を喪失します。一度も納付がない場合は、資格取得時に遡って取り消します。この間にかかった医療費等は全額返還していただくことになりますのでご注意ください。

なお、任意継続加入者の資格取得月と同月内に75歳に達したときや、同月内に就職して他の健康保険に加入し、月の途中で任意継続の資格を喪失しても、その月の掛金は納付しなければなりません。

29年4月より、毎月納付のみ口座振替が利用可能となります。「任意継続加入者申出書」が新しくなりますので、事前受付から使用してください。新用

紙で口座振替を選択すると後日「口座振替依頼書」を任意継続加入者宛てに送付しますので、本人が手続きしてください。開始まで2〜3か月かかりますので、それまでの間は同封する納付通知書での納付が必要です。振り替えができる口座は給付金受取口座と同じ口座に限ります。

詳細については、3月上旬に送付する任意継続掛金早見表に同封の通知文でお知らせします。

◆脱退（資格喪失）の手続き

2年満了したときや、75歳に到達したときは、自動的に資格喪失します。

2年満了前に、国民健康保険（医師会国保などの国民健康保険組合も含みます）への加入や、健康保険等の被扶養者になることを希望するときは、切り替えたい月の前月中（例 29年4月1日に切り替えたい場合は3月中）に「任意継続加入者資格喪失申出書」を提出（切り替えたい月の前月分までの掛金納付を忘れずに）してください。

また、健康保険（私学共済を含みます）のある職場に再就職したときや加入者が死亡したときも「任意継続加入者資格喪失申出書」の提出が必要です。

任意継続の資格を喪失したときは、「任意継続加入者証」「任意継続加入者被扶養者証」及び継続期間中に私学事業団が交付した「認定証」や「受給者証」は必ず返納してください。

資格取得・資格喪失報告書の事前受付

3月1日（水）受け付け開始

業務部 資格課

毎年4月は、3月31日の退職や4月1日の採用による報告が集中します。加入者証等ができるだけ早く皆さんのお手元にお届けするため、私学事業団では今年も各種報告の「事前受付」を3月1日（水）から開始します。ぜひご利用ください。

事前受付の対象となる報告

対象となる報告書等	事由発生日
資格取得報告書（短時間労働加入者用も含む） ・新規資格取得 ・継続資格取得 ・再資格取得※ ¹ 所属学校等変更報告書 被扶養者認定申請書※ ²	4月1日 資格取得 所属学校変更 被扶養者認定※ ²
資格喪失報告書 任意継続加入者申出用資格喪失報告書	3月31日 退職

※¹ 任意継続の満了前の再資格取得は対象外です。

※² 資格取得と同時に申請の場合に限ります。

提出上の注意

①3月中に加入者証等が学校法人等に届いた場合でも、4月1日以後に該当者にお渡しください。事由発生日前の加入者証等を医療機関等に提示した場合、不正使用の扱いとなります。

②平成29年1月より、資格取得報告書及び被扶養者認定申請書にマイナンバー記入欄が追加されましたので、記入漏れに注意してください。
なお、マイナンバーの確認書類は添付不要です。

③提出書類は記入漏れや誤りのないよう注意してください。特に、学校記号番号に誤りがあると別の学校法人等の加入者として処理されてしまい、誤って取得させた学校法人等に迷惑をおかけすることになります。
また、教職員の個人情報（氏名、報酬月額、住所等）が別の学校法人等に通知されてしまいますので注意して記入してください。

④「資格取得報告書」を作成する際は、資格を取得する人の私学共済制度の加入履歴を確認し、「新規資格取得」「継続資格取得」「再資格取得」のいずれかを○で囲んでください。

⑤「資格取得報告書」の基礎年金番号欄は、必ず資格を取得する人に確認してから正確に記入し、基礎年金番号を確認した書類の写しを添付してください。

なお、基礎年金番号がない場合には、必ずその理由も記入してください。

⑥書類不備により返送等された場合は、資格取得の確認が遅れ、加入者証の交付が遅くなります。

⑦継続資格取得者の資格取得の処理は、前任校の資格喪失が確認されるまで、保留となります。

前任校の資格喪失が確認でき次第加入者証等を交付します。

⑧継続資格取得の加入者に、前任校ですでに認定している被扶養者がいるときは、自動的に被扶養者として認定し加入者被扶養者証を交付します。
ので、「被扶養者認定申請書」の提出は不要です。

⑨任意継続加入者が2年間の期間満了前に再資格取得するときは、事前受付の対象外です。ただし、任意継続期間が2年で満了している場合は、再資格取得を受け付けます。

報告内容の訂正

①事前受付の報告書の内容に誤りがあったときは、必ず「訂正申出書」等により手続きをしてください。
なお、訂正の処理は4月1日以後に行います。

②「任意継続加入者申出用資格喪失報告書」を提出した後に再就職が決定し、資格喪失日（退職日の翌日）から他の健康保険又は共済組合等に本人として加入した場合は、任意継続の「取下申出書」が必要となります（用紙は私学事業団へ請求してください）。

加入者証等の取り扱い

①3月31日退職者は、退職日までは加入者証等を使用して保険診療を受けることができます。加入者証等は退職後直ちに回収してください。

②「資格取得報告書」と「被扶養者認定申請書」を同時に提出した場合でも、被扶養者の認定処理に時間がかかり、加入者本人の加入者証のみが先に送付される場合がありますので、ご了承ください。

③報告内容の訂正をした場合は、訂正処理後に正しい内容の加入者証等を送付しますので、訂正前の加入者証等は返納してください。

なお、正しい内容の加入者証等の発送は4月1日以後となります。

私学共済制度の加入者資格に関する留意点

業務部 資格課

2月に入り、年度末・新年度に向け、採用等にかかる手続きの準備が本格的にスタートする時期になりました。私学事業団では、3月1日から資格取得報告書等の事前受付を開始しますが（本誌10頁）、ここでは、私学共済制度の加入者資格に関して、照会の多い点、誤解の多い点など、留意していただきたいポイントを紹介します。

個人の意思等で加入するかどうかを決めることはできますか？

私学共済制度の加入者資格は法律で定められたものであり、一定の加入者資格を満たすときは、必ず加入することになります（強制加入）。このため、加入者資格を満たす場合は、個人の意思等で加入しなかったり、途中でやめたり、短期給付や年金等給付のどちらか一方のみを選択して加入することはできません。

学校で「教職員」と位置付けていない非常勤、パート等で採用した者については、加入者としなくていいのでしょうか？

私学共済法上の「教職員等」とは、「学校法人等に使用される者で学校法人等から報酬を受けるもの（私学共済法第十四条）」とされており、採用形

態や職種、職名等で区別されていません。

特に、正規雇用ではない人の場合、「非常勤」、「日雇」、「パート」、「アルバイト」等、学校法人等により採用形態、職種や職名はさまざまですが、勤務する者の職種や職名等によって加入者の資格の有無の区別をするものではありません。

法人職員や収益事業部門に所属している職員、学校法人が設置する保育所の職員は加入者としなくていいのでしょうか？

前述の通り、私学共済法上の「教職員等」とは「学校法人等に使用される者で学校法人等から報酬を受けるもの」とされていますので、学校法人等内での部門に配属されているのかによって加入者資格の有無を区別するものではありません。

学校法人等の代表者、理事、個人立幼稚園の設置者はどうなりますか？

雇用主である学校法人等代表者、理事等や、個人立学校（幼稚園）の設置者については、報酬を支給する立場にある人ですが、その地位にあるからといって私学共済法上の「教職員等」から除外されることはありません。

外国人の教職員を採用した場合はどうなりますか？

私学共済制度の加入者となれるかどうかは、国籍の条件はありません。

国等の補助が人件費の財源となっている場合はどうなりますか？

国、地方自治体等の補助が人件費の財源となっている場合であっても、当該補助を一旦学校法人等で受け、学校法人等から報酬が支給されている場合は、私学共済法上「学校法人等から報酬を受ける」に該当します。

加入者が休職する場合、加入者資格は喪失することになりますか？

産前産後休業や育児休業・介護休業を取得するときは、学校法人等からの報酬を受けなくても加入者資格が認められます。また、公務員の場合におけ

る休職の事由に相当し公務員と同等の休職の取り扱いを受けるとき（その取り扱いの期間中、学校法人等から報酬を受ける場合に限る）については、次のとおりとなります。

報酬の全部又は一部が支給されない場合であっても、実態として当該学校法人等との間に常用的な使用関係が認められるときは、学校法人等から報酬を受けるものとみなし、加入者資格を維持します。ただし、この休職期間中は公務員の場合における休職の取り扱いを勘案して、実態として当該学校法人等との間の常用的な使用関係が終了したものと認められるときは、加入者資格を喪失します。

加入者の要件について、詳しくは次の資料等をご参照ください。

- ・「平成28年版 事務の手引」の24～34頁
- ・私学共済ホームページ
- ・28年10月からの改正事項（短時間労働加入者の要件、資格取得基準である4分の3基準の明確化）については、28年8月に学校法人等宛てに送付したパンフレット

無効の加入者証等の回収と返納のお願い

業務部 資格課

加入者が退職したり、被扶養者が就職するなど、左記の事由に該当した場合には、必ず無効となった加入者証及び加入者被扶養者証を私学事業団に返納してください。

本事業団では加入者証等の回収記録を個別に管理し、返納事由に該当したときは回収が確認されるまで督促を行い、回収強化に努めています。

無効となった加入者証等を使用して保険診療を受けると、後日、医療費返還等の問題が生じることになりますのでご注意ください。

【加入者証等を返納する主な事由】

- ① 加入者が退職（資格喪失）したとき（継続資格取得した場合も含みます）
 - ② 所属学校を変更したとき
 - ③ 氏名を変更・訂正したときや生年月日・性別を訂正したとき
 - ④ 被扶養者の取り消しをしたとき
 - ⑤ 後期高齢者医療制度に該当した場合・75歳になったとき
- ・65歳以上75歳未満で一定の障害状態にあると広域連合に認定されたとき

なお、紛失等により加入者証等が返納できない場合は、「加入者証等返納

不能届書」（私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕からダウンロードできます）を本事業団に提出してください。

※加入者証等の返納（又は返納不能届）が一定期間確認できない場合は、該当の学校法人等に対して「加入者証等回収調査票」を送付しますので、記入して返送してください。

紛失等により加入者証や加入者被扶養者証の再交付を依頼する場合は所定の「加入者証・加入者被扶養者証・高齢受給者証再交付申請書」を使用し、学校法人等から本事業団に申請してください（この場合は、加入者証等返納不能届書の提出は必要ありません）。

【任意継続加入者にかかる加入者証等の返納】

任意継続加入者期間が終了したときや、上記③～⑤に該当したときなど、無効となった任意継続加入者証（被扶養者の分も含みます）は必ず返納するよう、退職時にご指導ください。

貸付金にかかる退職時の退職手当等からの控除

福祉部 貸付課

借受人が退職し加入者資格を喪失した場合は、即時償還となり未償還全額を償還しなければなりません。学校法人等は退職手当等から未償還金を控除し、不足分は加入者から受領して私学事業団に払い込みください。

仮に、退職手当等から控除をせずに債務不履行となった場合は、学校法人等全体に対して貸付けの制限がかかることがありますのでご注意ください。

【資格喪失の確認後に即時償還をする場合の取り扱い】

学校法人等から提出された「資格喪失報告書」を本事業団が確認すると自動的に即時償還の扱いとなり、即時償還通知を行います。

① 最終の定期償還

原則、退職直後の定期償還が発生することになります（事前受付による資格喪失を除きます）。

② 償還期限日（払込期限）

即時償還通知書の交付日から60日後が償還期限日となります。

③ 即時償還の額

最終定期償還後の元金残額と払込日までの経過利息の合計額です。払込日が異なる複数枚の払込取扱票を送付しますので、**払込日**に応じた一枚を使用して払い込みください。

様式用紙等の請求方法

広報相談センター 相談班

様式用紙等の請求は、ホームページからのダウンロードやFAXでの請求が便利です。

●ホームページからのダウンロード

私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕では、①キーワード②内容（分類）別③用紙名（あいいうえお順）の3とおりの方法で用紙を検索できます。ダウンロードできない用紙については、請求方法等をご案内しています。

●FAXで請求する

様式用紙等の請求専用FAXを設置しています。ご利用の際は、任意の用紙に①学校名②学校記号番号③郵便番号・送付先住所④連絡先電話番号⑤担当者名⑥用紙名（様式番号不要）⑦必要部数を明記してください。

請求先	様式用紙等の請求専用FAX
広報相談センター相談室	03(3813) 1081
札幌ガーデンパレス	011(222) 6311
仙台ガーデンパレス	022(299) 6296
名古屋ガーデンパレス	052(957) 1387
大阪ガーデンパレス	06(6393) 9728
広島ガーデンパレス	082(262) 1149
福岡ガーデンパレス	092(713) 3581

特定健康診査（事業主健診等）の結果データの 提出期限と特定保健指導の実施勧奨

— 定期健康診断終了後は、速やかに結果データをご提出ください —

福祉部 保健課

平成28年度 特定健康診査結果の提出期限

28年度の特定健康診査結果データ（28年4月1日～29年3月31日受診分）の最終提出期限は、**29年5月31日**となります。

提出期限前には非常に提出件数が集中するため、結果通知（健康情報冊子「QUPiO（クピオ）」の発送に時間がかかります。提出期限にかかわらず、定期健康診断終了後の速やかな提出にご協力をお願いします。

また、健診結果データが最終提出期限までに到着しなかった場合は、当該年度の結果通知（健康情報冊子「QUPiO（クピオ）」や「特定保健指導利用券」の送付ができませんのでご了承ください。

※学校法人等からの特定健診に関する記録の写し等のデータ提供については、「高齢者の医療の確保に関する法律」第27条及び厚生労働省令（平成19年第157号第14条）に基づくものです。

平成28年度特定保健指導 利用券の有効期限

28年度の特定保健指導利用券の有効期限は、**29年7月31日**です。有効期限内に初回面談を受けるよう、対象者への利用勧奨をお願いします。

なお、特定保健指導利用期間中に、退職等により加入者資格を喪失した場合は、利用券の有効期限にかかわらず、その時点で特定保健指導は中止となります（ただし、任意継続加入者になる人は、継続して特定保健指導が受けられます）。

資格喪失後も保健指導の継続を希望する場合、資格喪失後に発生した保健指導費用は、自己負担となりますのでご注意ください。

特定保健指導を利用しやすい 環境作りにご協力ください

特定保健指導の利用については、全国の特定の医療機関等と集合契約を締結しており、保健指導対象者には個々

に利用をお願いしていますが、特定保健指導機関の多くは、休日は休診となるため、利用が難しい状況となっています。

このため私学事業団では、保健指導対象者の利便性の向上を目的として「**学校訪問型保健指導**」を実施しています。

この学校訪問型保健指導は、授業の合同等の空き時間に利用できることから、毎年利用している学校法人等から大変ご好評をいただいています。

日頃多忙な教職員の健康管理の一環として、ぜひ利用をご検討ください。

なお、希望する学校法人等は、保健課、共済業務課又は委託先である次の保健指導機関へ直接ご連絡ください。

●SOMPOリスケアマネジメント(株)

問い合わせ先

☎03（5209）8553

担当 橋本、松村

受付時間（平日）10時～12時
14時～17時

被扶養者の特定健康診査の 受診勧奨

被扶養者の特定健康診査の受診券は、学校法人等を通して加入者に配付しています。

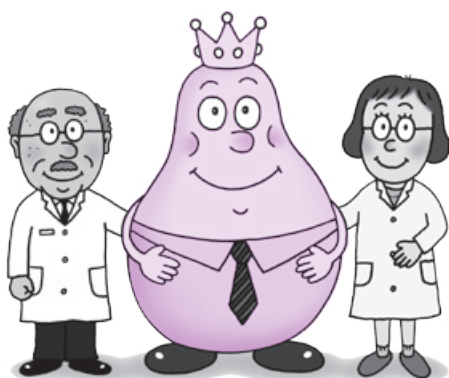
27年度の特定健康診査の実績では、受診券を使用した被扶養者は2万8000人ほどで、特定健康診査対象者の

約28・6%という低い割合にとどまっています。これは、本事業団の被扶養者に限らず、各医療保険者共通の課題となっています。

特定健康診査は、メタボリックシンドロームに特化した健診で検査項目も限られていることが影響しているようですが、生活習慣による病気のリスクを発見し、予防に役立てることのできる健診です。ぜひ、配付された受診券を活用して、健康管理にお役立てください。

学校法人等においても、加入者のみならず被扶養者の受診勧奨にもご協力をお願いします。

なお、28年度分の特定健診受診券の有効期限は、**29年3月31日**までとなっています。





共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が
確認できるものをお手元にご用意ください

任意継続加入者への 掛金納付通知書等の送付

1 平成29年3月中に任意継続加入期間が満了する人
3月上旬に、「任意継続加入期間満了のお知らせ」と
国民健康保険等へ加入する際に必要となる「資格証明書」
を任意継続加入者の住所宛てに送付します。

2 29年4月以降引き続き任意継続加入期間のある人
3月上旬に29年度分の「任意継続掛金納付通知書」を
任意継続加入者の住所宛てに送付します。なお、29年度
から口座振替を開始します(本誌9頁参照)。手続き方法
等のご案内は、「任意継続掛金納付通知書」に同封します。

3 29年度中に満75歳になり、後期高齢者医療制度の
対象となる人

75歳の誕生日(資格喪失日)の属する月の前月分まで
の「任意継続掛金納付通知書」を送付します。75歳の誕
生月以降は広域連合に後期高齢者医療制度の保険料を納
付することになります。

なお、誕生月の前月に事前連絡書及び75歳未満の被扶
養者が国民健康保険等に加入する際に必要となる「資格
証明書」を任意継続加入者の住所宛てに送付します(「資
格証明書」は、被扶養者の有無にかかわらず、すべての
人に送付します)。**【業務部 資格課・掛金課】**

口座送金・口座振替にご協力ください

払出証書で給付金等を受け取っている学校法人等は、
給付金等の受け取りを確実にするため、「短期給付金・
貸付金・積立貯金受取金融機関口座等申出書」により、
金融機関の預金口座への送金に変更をお願いします。

また、掛金等及び貸付償還金を払込通知票(納付通知
書)により納付している学校法人等は、「預金口座振替
依頼書・自動払込利用申込書」により、指定口座からの
自動引き落としができる便利な預金口座振替をご利用く
ださい。

これにより、学校法人等の換金・納付の事務負担が軽
減されますのでご協力をお願いします。手続き用紙は、
私学共済ホームページ[様式用紙等のダウンロード]又
は私学事業団までご請求ください。

【財務部 経理第二課】

退職者向けリーフレットの訂正

「月報私学」1月号に同封して送付しました「退職者向
けリーフレット(平成29年1月発行)」のフローチャートに
誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

なお、私学共済ホームページ[事務担当者用ログイン
ページ]にPDFを掲載していますのでご覧ください。

正 昭和25年10月1日生まれですか?

誤 昭和26年10月1日生まれですか?

【年金部 年金第一課】

加入者向広報「レター」3月号等の送付

加入者向広報「レター」3月号等を3月上旬に学校法
人等宛てに送付します。送付部数は1月末現在で確認さ
れている加入者数となります。不足の場合は広報班まで
ご連絡ください。**【広報相談センター 広報班】**

貸付けの申込締め切り日 ご注意ください

3月22日(水)送金分は2月28日(火)が申込締め切り
日となります。締め切り日(毎月15日・月末)が土・日・
祝日のときは繰り上がりますのでご注意ください。

【福祉部 貸付課】

2 月の共済業務スケジュール

2日(木)	貸付 送金
6日(月)	貸付 1月分定期償還期限
10日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(水)	貸付 3月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(月)	貯金 送金
22日(水)	貸付 送金
24日(金)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(火)	貸付 3月22日送金申し込み締め切り 掛金等 1月分掛金等口座振替(自振校のみ) 貸付 2月分定期償還口座振替(自振校のみ) 掛金等 1月分納期限

3 月の共済業務スケジュール

1日(水)	資格 事前受付開始
2日(木)	貸付 送金
6日(月)	貸付 2月分定期償還期限
10日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(水)	貸付 4月3日送金申し込み・任意償還申出締め切り



私学振興事業本部

〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

私学情報提供システムのご案内

私学事業団では、「学校法人基礎調査」等をはじめとする各種調査で収集した私立学校等の情報を学校法人に還元するため、大学法人～小学校法人を対象にインターネットによる情報提供サービス（「私学情報提供システム」）を行っています。

ぜひ、当システムを活用し、学校法人の経営にお役立てください。

◆取得できるデータ

自法人、自学校のデータのほか、都道府県別等の集計データを出力することができます。

（例）資金収支計算書等の財務帳票、学生生徒等数、教職員数、教職員給与、各財務比率など

※他の法人や学校の個別データを出力することはありません。

◆利用上のご注意

- ・私学情報提供システムのご利用には、本事業団が発行する電子認証が必要となります。
- ・操作手順の詳細は、学校法人ポータルサイトに掲載されている操作マニュアルをご覧ください。なお、ご不明な点等は下記にお問い合わせください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7846～7848

Eメール center@shigaku.go.jp

受配者指定寄付金 寄付金配付申請書類の受け付け

本年度の寄付金配付申請については、**3月6日(月)**到着分までを年度内の配付（送金）とします。年度内に寄付金の配付を必要とされる場合は、配付申請書類の提出時期にご留意ください。

なお、原則として、配付の対象となる寄付金は、受領書が発行された寄付金の範囲内となっております。

また、3月末は、寄付金の受け入れが集中するため、寄付金受領書の発行には時間がかかりますのであらかじめご了承ください。

ただし、受領書に記載する日付（寄付金受領日）は、寄付金が事業団に着金した日付となります。

寄付者の決算日などの都合により、学校法人を経由した振込では間に合わないなどの理由から、やむを得ず寄付者から事業団に直接寄付金を振り込む必要がある場合は、必ず事前にご連絡くださいますようお願いいたします。

【助成部 寄付金課】

☎03(3230)7317・7318・7320

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

助成業務の貸付金にかかる償還 のご案内（平成29年3月分）

助成業務の貸付金にかかる元金・利息の償還については、契約締結後に送付しました「償還年次表」及び後日送付します「貸付金返済期日のご案内」をご参照のうえ、払込指定期日までに**私学事業団指定口座**にご入金ください。

払込指定期日を過ぎますと、その翌日から支払日（事業団の口座に入金された日）までの期間について、遅延損害金が発生しますのでご注意ください。

償還金の振り込みに当たっては、次の点に留意してください。

- 1 「貸付金返済期日のご案内（払込通知書）」の「振込依頼書」を使用し、「電信扱い」にしてください。
 - 2 インターネットバンキング等を利用する場合は、「振込依頼書」に記載の**法人番号**と**法人名**を通信欄に入力して、お振り込みください。
 - 3 償還金は、設置学校ごとに分割して振り込まず、必ず「**学校法人単位**」で一括してお振り込みください。
- ※私学事業団ホームページ〔助成業務▶融資▶貸付金〕に係るご返済について（平成29年3月）も併せてご覧ください。

【融資部 融資課】

☎03(3230)7871・7872

Eメール yushi@shigaku.go.jp



宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。
http://www.shigakukyosai.jp/

京都 白河院

〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町16 ☎075(761)0201
(JR「京都」駅・阪急「河原町」駅・京阪「三条」駅、それぞれからバス⑤番国際会館駅・岩倉行きで「岡崎法勝寺町」下車、すぐ前)

閑静にして雅な風情、非公開文化財特別公開に京の美を訪ねる

【第51回「京の冬の旅」(京都市観光協会主催)開催中(1/7~3/18)】



白河院庭園(京都市指定名勝)

ご宿泊プラン 1泊2食(2名1室/1名様)
本格的京会席コース(夕食の内容により料金が異なります)
12,900円 14,000円 15,200円
お食事プラン
会席コース 6,000円 7,100円 8,300円(昼夜共通)
ミニ会席 4,700円
湯豆腐会席 3,800円 昼のみ
松花堂 3,500円 取扱期間: 通年



宴会場

湯河原 敷島館

〒259-0314 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上745 ☎0465(63)3755
(JR「湯河原」駅から「奥湯河原」行き又は「不動滝」行きバスで「美術館前」下車、すぐ前)

2月上旬より幕山公園にて梅まつり(2/4~3/12)が開催されます
「梅の宴」の後は、源泉掛け流しの温泉でゆっくり温まりませんか!



湯河原梅林

お刺身コース
1泊2食(2名1室/1名様) 13,300円
会席コースのお刺身をちょっと贅沢にしております。
金目鯛姿煮付「金目鯛コース」(1泊2食11,800円)もご用意しております。
*各コース2名様より承ります。
取扱期間: 通年(ゴールデンウィーク、盆休み、年末年始を除きます)



お刺身コース 写真は2名様分(イメージ)

融資事業のご案内

平成29年度融資のご相談、お待ちしております!

■ 融資金利表(平成29年2月1日現在)

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室 等の建築事業並びに校(園)地の 買収事業等	年% 0.60	年% 0.31	年% 0.41
【特別施設費】 寄宿舎、国際交流会館、セミナー ハウス等の建築事業並びに当該施設 建築のための土地買収事業等	0.70	0.41	—
【教育環境整備費】 校教具(幼稚園、特別支援学校、 専修学校が対象)、通園バス、大 型設備・情報技術整備等の購入	—	0.31	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.31

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築
(改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期借入・固定金利・元金据置(最大2年間)・元金均等償還です。

施設整備をご計画の際は「安心で安定感のある」本事業団資金のご利用を検討されてはいかがでしょうか。

29年度融資のご希望については、2月下旬から3月上旬頃に照会予定です。

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
(私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862~7867
Eメール yushi@shigaku.go.jp